

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 令和元年5月27日（月）17:09～17:42

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長

大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニック代表

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

五百旗頭 千奈美 厚生労働省労働基準局賃金課長

松本 篤人 厚生労働省労働基準局賃金課課長補佐

<事務局>

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

永山 寛理 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 ペイロール・カード口座に対する賃金支払いについて

3 閉会

○蓮井参事官 大変お待たせして申し訳ございませんでした。

それでは、本日、3コマ目でございます。

厚生労働省にお越しいただきまして、「ペイロール・カード口座に対する賃金支払いについて」の御議論でございます。

それでは、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 それでは、お忙しいところいらしていただいて、しかも、お待たせして大変すみませんでした。

早速、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○五百旗頭課長 厚生労働省賃金課長の五百旗頭と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず始めに、基本スタンスを申し上げたいと思います。キャッシュレス社会が進展する中で、いわゆるデジタルマネーを安心して利用できる環境を整えることができましたならば、給与を受け取る労働者の皆様の利便性だとかニーズといったものを踏まえて、ペイロール・カードを利用した賃金支払いを実現していくということ自体は大変意義があるものと考えております。

その上で、後程御説明いたしますようなこれまでの調整状況を踏まえますと、内閣府から御提示をいただきました本年度上期を目途にといった期限を示した上で、速やかに制度化を図るというスケジュール感が実現困難であると認識をしております、このような御意見を申し上げる場に出させていただきます。

まず、検討状況の概略を申し上げます。ペイロール・カードの導入につきましては、昨年末の取りまとめの後、急ぎ検討を進めるために関係省庁や業界団体、労使関係団体との調整を行って参りました。その過程で、労使関係団体から、賃金は生活の糧であるという観点から、賃金支払い方法に関する厚生労働省令の改正に先立ちまして、賃金保全、換金性、手数料、不正引き出し等の補償などの整備が必要という意見を強く出されているところでございます。特に労働側の団体からは、銀行並みの保証を強く御主張されているという状況でございます。特に資金保全につきましては、資金移動業者が破綻した際に、十分な額が返ってくること、かつ早期に返ってくることができる仕組みが不可欠であると言われております。

このように、検討を進める中で明らかになってきました各論点のうち、特に重要視をされております十分な額が早期に支払われる仕組みに対応できる方法として、保険の活用ができないかということを検討してまいりましたので、この点について少し詳しく御説明を申し上げます。

保険設計の可否につきましては、内閣府のほうからある保険会社に相談をいただいております、そのうち1社から商品設計は可能というお返事を現時点ではいただいております。これは既存の保証機関型取引信用保険というタイプのものを使う御想定のようにございまして、商品化に当たって金融庁の認可は不要ということで、ここにかかる時間は要らないと承知をしております。

他方で、具体的な中身として想定しているものを伺いますと、まず、一つ目としまして、資金移動業者が破綻した場合に、保証機関から労働者に支払われる保証金は保険会社のリスクが大きくなり過ぎないようにするために、口座に滞留している金額の全額を保証することは難しいという見解を伺っています。

また、保証機関から保証金を支払う金額や、支払先の銀行口座を把握するために、資金移動業者は対象労働者の情報を正確に把握管理するとともに、雇用主はそうした情報を資

金移動業者に適切に提供するといった運用が前提の仕組みのようでもございます。

三つ目として、こうした運用を考えますと、そのリスクへの対応の観点から、保険会社としては現在登録されているすべての資金移動業者に保険加入を認めることは難しく、一定の要件を課す必要があるとのお考えであると聞いております。

今申し上げました3点、保証金の金額、対象労働者の管理方法、保険加入できる資金移動業者の要件、こういったものを始めとする具体的な内容は、ユーザーの労使関係団体、関係業界と調整をしながら今後詰めていくことになると思います。

現時点で考えますと、労働者側から見ますと、保証額が一部であることを十分な額と言えるのかと言った論点。二つ目として、使用者側から見れば、給与額や口座情報などの機微な個人情報を資金移動事業者を提供することのコストや手間に協力をいただけるのか。三つ目として、資金移動事業者にとってもこうした個人情報を管理するコストだとか、保険加入が全ての事業者認められるわけではないかもしれないということをどう受け止めるのかといった課題が想起されるところでございます。

このようなことを考え合わせますと、労使関係団体のみならず、様々な事業者がおられます資金移動業界の皆様を含めて、意見の集約、調整にある程度の時間を要するものと考えております。

また、必要な手続面についても御説明を差し上げたいと思います。冒頭に申し上げました資金保全以外の課題、換金性だとか手数料、不正引出し等の補償などへの対応を含めた省令案の検討につきましては、この保険制度の設計と並行して進めていきたいと考えておりますが、保険制度の設計ができた後でないに進められないこともございます。

具体的には、保険制度について、関係者すべてが合意できる内容になれば省令、これは労働基準法の施行規則になりますが、そこに記載する事項が定まらず、法令審査やパブリックコメントといった必要な手続を進めることができません。また、これらに加えて、プロセスとして必要な労働政策審議会への省令案の諮問や、公聴会の開催といった必要不可欠な手続に一定の時間が必要であると考えております。

このようなことを考え合わせますと、内閣府案のとおり、資金移動事業者の口座への賃金支払いについて、今年度上期を目途に速やかに制度化を図るというスケジュールは、実現性が非常に困難と言わざるを得ないのではないかと考えておりまして、そのような内容が規制改革会議の答申を含めまして、閣議決定をされる文書に記載することには中々同意することが難しい状況かと考えております。

厚生労働省としましては、内閣府案の今年度上期というスケジュールの明示が是が非でもということであるならばということで、制度設計の前提となる保険制度の設計までにかかるスケジュール感といたしまして、それが整いましたら、速やかに先程申し上げたような所要の手続を経て省令改正を行うことを進めたいと思っております。このようなスケジュールが少しでも現実感を持った案ではないかと考えております。

また、前提として必要不可欠な条件である十分な額が早期に戻ることに伴う対応は、保険

の仕組みに尽きると考えております。

まず、私どもから申し上げたい点は以上でございます。引き続き、内閣府とは連携をしながら本件は進めていきたいと考えておりますので、制度設計に向けて今後も努力していきたいと思っております。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から。

○八代委員 今の御説明を聞きますと、本年度上期かどうかというより、そもそもできるのかということだと思うのです。例えば、これを上期でなくて来年度にしても今の御説明だと、そもそもそんなことができるのか。

それから、労働者の属性をなぜ資金移動業者に知らせなくてはいけないのかという点がよく分からないのですが、例えば、こういう資金移動でなくても、中小企業だと労働者が賃金をもらうまでの間に倒産する可能性もあるわけですよね。だから、賃金債権が言わば労働者から見て不良債権になってしまうケースは常にあるわけで、そういうときは確か労災からカバーされるわけですよね。だから、こんな大作業をするのではなくて、それを使ったらなぜいけないのかということです。もし、こういう資金移動者が倒産するとかいったことを考えるなら、中小企業業者自体が倒産することとなぜ同じに考えられないのか。大体、大企業がこういうことをやった場合、大企業の責任も当然あるわけで、これは基本的に中小企業問題ですよね。例えば、大企業がこういうペイロール、デジタルマネーをやって資金移動者に支払って資金移動者が倒産したら、この場合は大企業は責任を取ってくれないという仕組みなのですか。そういうことも含めてシステム全体があまりにも複雑になっているのではないかと思います。

○五百旗頭課長 まず、なぜ対象労働者の情報を知らせなければいけないのかということについてですけれども、今回は賃金を支払うというところが一つのポイントでありますので、賃金としておいくらを支払っているのかとか、口座についてきちんとした情報を提供しなければその範囲もはっきり分からないということで、ミニマムに必要なことであろうかと思っております。

○八代委員 それは、銀行に対しても払っているのと同じことなのですね。銀行振込のときも当然銀行に口座情報を渡しているわけだから、それと同じ手間なわけですよね。

○松本課長補佐 銀行口座の場合は、賃金の支払いだけではなくて、賃金とは関係ないところで口座に貯まっているお金も含め、預金保険機構の仕組みを通じて何かあった場合は保証されますが、資金移動者が、ペイロール・カードをやるに当たって保険でカバーしなければならないと考えているのは、保険会社との調整にもよりますが、賃金に限った部分ということになります。保険でカバーする部分がどこかを把握するために、賃金がどれくらいか把握しないと保険の制度設計ができないと考えている次第でございます。

○八代委員 だから、今の銀行の場合は、預金保険でカバーされるからいちいち示す必要はないというところの違いですか。

○松本課長補佐 預金保険は賃金にかかわらず動くのですが、資金移動業には、そういった仕組みがないので、そこは使用者の御協力も得ながら資金移動業者、あるいは保険会社を通じて、何かあった場合に即時に対応できるように情報を把握しておかなければならない。そうした平時からの負担、コストということを含めて仕組みを検討していかなければならないという論点があると考えている次第でございます。

○八田座長 労災のことがありました。

○中川委員 すみません。

○八田座長 まだ、労災のことについてお返事がない。

○八代委員 関連してではないですか。

○中川委員 ちょっとだけ関連していることです。

これは、そもそも銀行口座を作れないような外国人の労働者ですとかといった方を対象にしてこういう提案が元々あったと私は認識しているのですけれども、それに対して銀行並みの安全性とリスクを担保しろというのは、そもそも制度的な要請と対応する検討状況がすごく違うのではないかと。

八代先生がおっしゃったようなことと似ていると思うのですけれども、要は、口座が作れない方について、銀行ほどのセーフティネットはないけれども、それに対して全部リスクにさらされているよりは、保険があったほうが良いでしょうということで、内閣府と厚生労働省が議論を進めてきたことについては敬意を表しますけれども、銀行並みのリスクヘッジするような仕組みがなければそもそもできないのだとか、そういうことが要求されていることに対して100%答えないといけないから今年度上期は無理だとか、それはそもそも全然違うことをここで私は聞かされているような気がします。

だとすれば、本年度上期を目途にかどうかは分からないのですけれども、少なくともある程度目途を持っていつまでに何をやっていただくかをお示しいただかない限りは、八代先生と同じ印象を持っていて、そもそもやろうとしていることと検討していることのギャップが、すごく小さい獲物を捕るのにミサイルで捕まえるような感じがしているので、私はやや違和感を覚える御説明をお伺いしているように思います。

○松本課長補佐 今ここに金融庁がいらっしゃらないので当方からご説明いたしますが、今御提示いただいた元々の部分については、我々も内閣府も金融庁も合同で党のほうに呼ばれて御説明を求められたことがございまして、そのときに内閣府からも御説明いただいているのですが、そもそも銀行口座を作れない外国人はいないという前提に立っております。

厚生労働省としては、銀行口座を作れない方がいるいないは関係なく、日本人、外国人にかかわらず、地域もかわらずすべてという形で検討させていただいています。前提と事実関係が少し異なっているところがございます。

○蓮井参事官 事務局からも若干の補足でございますが、元々の御提案はそういった面がございました。ただ、観念的でございますけれども、実体上の議論は金融庁が認めておら

れるのですけれども、観念的には外国人であっても口座を作ることが可能だという説明がされまして、それでは、そもそもの前提が違うではないかということで、党のほうで議論になったという実態がございました。

もちろん、実体上作るのは簡単ではない。銀行の立場ですとか、あるいは法人の立場というところもございますが、その上で、そこも含めて選択肢をより広げて労働者の方の利便性に資する。

実際に、より年次の若い労働者の方、外国人であっても日本人であっても、いちいち銀行に行ってキャッシュアウトをしてキャッシュを使うことをしないで消費できるような形にしたいというニーズについても、一定のものがあることはフィンテック協会のアンケートでも示されているところでもございますので、それを踏まえた形での今回の検討を行っているということでもあります。そういう意味では、大きな違いはないと思います。

それから、もう1点あるのは、先程先生がおっしゃったところと類似するのですけれども、銀行並みであれば銀行でやってもらえばいい。ただ、銀行ほどのものではないけれども、リスクの形に応じてそれぞれの措置をすればいいのではないかという御指摘も金融庁からあったことも付言しておきたいと思います。

○八田座長 前にセブン銀行は対応可能だという話がありましたよね。

○蓮井参事官 セブン銀行は非常にそちらのほう、特に技能実習をやっていらっしゃるところに対してアプローチをされて、それでもって技能実習を扱っていらっしゃる事業者がアレンジする形でやっていらっしゃるということは聞いておりますし、かなり積極的にやっていらっしゃる。

○八田座長 そうなら、セブン銀行でもやってもらってもいいし、これはこういう限界があるということを労働者に知らせた上で、こっちをチョイスするならこれもやりなさい。そうしたら何の問題もないのではないですか。選択の問題で、これしか選択の余地がないわけではなくて、銀行も使えるのならそれで話がおしまいという感じではないですか。

○蓮井参事官 今のまさに補足でございますけれども、今回も選択肢を示して、その中で選んでいただくことが前提の設計になっているということで、昨年末から議論を進めているということでございます。

○五百旗頭課長 リスクを説明した上で選択をしてもらうというやり方も観念的に考えれば、一つの方法だと思いますけれども、すべての労働者が賃金という生活の糧である保守的で大事な債権について、きちんとリスクというところまで理解をした上で選択することができるかというところが正直あると思います。

やはり労働者保護という観点から検討した上で、これであれば大丈夫であろうという前提で選択肢が設けられているべきという受け止めを労働者側は広くやっております。

○八田座長 それは意見が全く違いますけれども、さっきの労災のことをお願いします。

○五百旗頭課長 労災の点につきましては、既に御案内のように中小企業の経営破綻のときに立替え払いをするという仕組みでございます。今回の制度はそうではなくて、賃金支

払いの過程で起こったリスクをどう考えるかという問題でありますので、賃金の支払い元の破綻とはレベルが違うということで、同じスキームの中で保証していくことは難しく思うと考えております。

○八代委員　ですから、これはなぜ労災でそんなことをやるかと言うと、他に受け皿がないから労災に持ってきたわけですね。つまり、労働者の賃金債権を企業が倒産したことでなくなってしまったら労働者がかわいそうだと。何か法的な形でそれをカバーしなければいけない。労災が必ずしもそれにふさわしいかどうかは別にして、他がないから今の制度ができていますから、それは中小企業の経営破綻のときに限定する必要性は何もないわけで、まさに資金移動業者も中小業者であるわけですから、そんなに簡単に破綻するのは別に解釈の問題であってというだけの話です。

もちろん、大変なことは分かりますけれども、これはもうちょっと深い問題がありまして、我々は賃金の払い方について選択肢の拡大だと。しかし、労働基準法では賃金は絶対的なものであって、これは確実に払わなければいけない。考え方と言って選択してもダメなのです。いくら労働者が、リスクがあってもいいですよと言っても、これは強行法規だからダメだという問題が根本にあるわけですね。

○八田座長　そこを変えなくては話にならない。

○八代委員　そうなのです。だから、そこで銀行並みの保証が必要だという考え方になるわけですね。

私は労働法をやっていると配慮ができてしまうのですけれども、これはもうちょっと深い問題なので、そこを何とか考えないといけない。選択肢という概念をやるときにどうしたらいいのだろうかというところも含めて考える必要があると思います。

○八田座長　他にありますか。

○原座長代理　今回、労働基準法の根本的なところまで遡って議論するという問題では、今回はすべきではないのだと思いますが、リスクを回避するためのやり方は様々なやり方があるはずで、それを検討いただければいいのだと思います。

私はここの期限に関してですけれども、元々昨年度中にやっていただくということで、これは官邸の会議でもおっしゃっていた話です。ですので、これがまたずるずると延びて、いつになるのかも分かりませんということは到底認められないことではないかと思っています。

したがって、今年度上期というものも相当譲ったつもりでありますけれども、少なくともそれくらいで制度化していただかないといけないと思っています。

○八田座長　厚生労働省、どうぞ。

○五百旗頭課長　ありがとうございます。

昨年末の時点で、こちらとしても検討をその時点で進めていたやり方で一定の成果が期待できるのではないかという目論見を持っておりまして、今おっしゃったようなスケジュール感を発言させていただいたものと理解をしております。

ただ、そのときに、期待をしていたやり方につきましては、同じように保険の仕組みについて考えておったのですけれども、そのときに協議をしていたところは最終的に対応が不可であるという御回答を後日いただくことになりまして、その後、別の方法がないかということも検討を重ね、それにも色々な課題があつて、今に至っているものであります。

現在、また新たな保険会社のほうで御検討いただけそうであるということで、このルートで良い仕組みができないか、私としても期待をしているところであります。昨年末の状況で約束を守れなかったことがこちら側の検討を行っていなかった不手際という状況ではなかったことについては、御説明を差し上げたいと思っております。

○原座長代理 どちらが不手際だということではなく、こういった政府の検討をしていただくに当たって期限を切ってちゃんとやっていただきたい。少なくとも一旦昨年度中に検討が終わられると厚生労働省がおっしゃっていたことなので、それなりの一定の期限、年度上期はぎりぎりだと思いますけれども、そこでやってくださいということです。保険会社との交渉の話をずっとされますけれども、それ以外の方策が本当にあり得ないのですか。従来、検討されていましたよね。

○五百簾頭課長 それ以外の方法についても何とかすべがないかということを考えてはみましたけれども、やはり一番大事な十分な額が早期に返ってくるという論点について正面から答えられるのが、この保険の仕組みであると考えております。それ以外にもできるだけ倒産しないようなところを選ぶとかいうやり方も要件を課すことで考えられないかとは思いましたが、やはり傍流的なやり方であつて、この一番大事な論点について真正面から答えられていないことかと思っております。

○原座長代理 保険制度に関しては、こちらからも申し上げたことですし、これは是非しっかり御検討いただいたらいいと思っております。ただ、この保険制度の設計ができなかったので、この仕組みそのものができませんということにはしないでいただきたい。

○五百簾頭課長 保険制度による道というものをベストな方法であろうと私も考えておりますので、今後も可能性を追求していきたいと思っておりますが、先程申し上げたような論点がある中で、労使のみならず、保険に全ての登録事業者が加入できるわけではなさそうということから、関係業界がどのように受け止めるかということもあわせて、総合的にこのすべが実現可能なかどうかを考えていきたいと思っております。

○八田座長 冒頭におっしゃったように、デジタルマネーは将来は非常に重要なものになっていくという観点からすると、ある意味で保険負担でも一部は労災からカバーする、分担する。それでもうちちょっと保険のほうが充実したものにしてみようという工夫もあり得るのではないですか。要するに、国の政策としてこれを奨励する価値があるのではないかと思います。スタートアップ云々という。

○五百簾頭課長 労災保険につきましては、事業主の間の相互共助ということでもあります。

○八田座長 他の方法でもいいけれども、もし、他のすべがなかったとしたら、政策的に

支援する価値があるのではないですか。将来これは非常に重要なものになっていくわけです。全部負担する必要はなくて、基本的には保険会社にやってもらうけれども、一部支援してこれならやりましょうということが見つかることがあり得るのではないかと思います。

原さんのおっしゃることは、期限が付いてできないなら、前回のものができなかったのならこれは諮問会議か何かでもって、「きちんと約束したのにできませんでした、今度新しくこういう約束をします」ということを言うてもらう必要がある、ということが前提にあると思います。だけれども、例えば、今年度上半期ということだったらそれはそれでやりましょうということですよ。ここまで努力していただくのならば、ちょっと前の期間でできなかったけれども、それはしょうがないけれども、とにかくここでやってください。そうでなかったら、大問題にする必要があるのではないかと。約束が守られなかったのだということを公にしてやる必要があるということだと思うのです。

それをやるよりはきちんとできたほうがいいですから、これは政策的な支援も含めてお考えいただいたらいいと思います。

他に。阿曾沼先生、どうぞ。

○阿曾沼委員 あと一つ気になったのですが、リスクをいくら説明しても理解ができないのだからこの制度をあまりやりたくない、という発言がありました。人間の理解力は色々あるわけで、その考え方は問題ではないかという気はします。

○八田座長 そこは僕も全く理解できないと言ったポイントです。国がいくらリスクを説明して制度設計しても、労働者はその部分をどうしてもリスクとして意識しないから、リスクを選択できるような制度は、最初から作るべきでない、というのは理解しにくい。

○五百旗頭課長 いえ、物の言い方があったかもしれませんが、発言の趣旨としては、先程の八代先生からも御解説いただきましたような労働者に対しての賃金支払いの確実性というところが非常に絶対視されているというところに尽きると考えております。

○八代委員 ですから、それは利便性とのトレードオフなのだとということです。銀行預金は絶対確実だけれども、その代わり手間がかかる、労働者に利便性と確実性の選択を与えるということ。

○八田座長 確実な道が一つもないのなら問題かもしれないけれども、ちゃんと与えましょうと。その後、付加的なサービスとしてこれに変えましたというのならそれでいいのではないかとということです。

○八代委員 そういうふうには是非説得してください。

○八田座長 それでは、事務局から何かありますか。

○蓮井参事官 では、今御議論がございました、原座長代理からもお話がありましたし、八田座長からもお話がありましたように、少なくとも今回何らかの形で、時点をどこで区切るか、それがもし、どうしても難しい場合には、おっしゃるように大問題にならざるを得ないというところがございます。

それも含めて、例えば、諮問会議に、恐縮ですけれども政務にも出ていただいて、一定

のコミットをちゃんといただく。それが難しい場合には、次回で露わになってしまうということまで含めて、ある程度コミットいただくことにならざるを得ないと思うのです。そういうことを踏まえて、調整をさせていただくということでよろしゅうございましょうか。

○八田座長 そうでなかったら、諮問会議での決定は何の意味もないですね。

○蓮井参事官 そういうことになってしまいますので、あのとき、厚生労働副大臣にもお出でいただいて、年度内に関係者間の合意を得てやることも視野に入れてという言葉いただいていますので、それは具体的にどうなったのだということになってしまうものですから、そのあたりをまた、課長を含めて御相談できればと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。

引き続き御検討をお願いいたします。